○東京農業大学障がい学生修学支援委員会規程

制　　定　平成 28 年 8 月 1 日
最近改正　令和 7 年 4 月 1 日

（設置）
第 1 条　東京農業大学に，障がいのある学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（目的）
第 2 条　委員会は，障がいのある学生（身体等に障がいがあり，障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障がいがあることを示す診断書等を有する者で，本人が支援を受けることを希望する者，以下「障がいのある学生」という。）に対して，公正な教育を保障し，修学及び学生生活における支援を積極的に推進することを目的とする。
（審議事項）
第 3 条　委員会は，次に掲げる事項を審議する。
(1) 障がいのある学生の支援のための基本的事項
(2) 障がいのある学生に係る施設設備に関する事項
(3) 障がいのある学生の支援のための提言に関する事項
(4) 障がいのある学生修学支援調整委員会からの改善要請等に関する事項
(5) 障がいのある学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関する事項
(6) その他障がいのある学生の支援に関し必要な事項
（組織）
第 4 条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　副学長
(2)　研究科委員長
(3)　学部長
(4)　学生部長
(5)　健康サポートセンター長
(6)　教務支援部長
(7)　学生課長
(8)　健康サポートセンター課長
(9)　入学センター長
(10)　農学部学生教務課長
(11)　生物産業学部学生教務課長
(12)　その他必要に応じて学長が委嘱する者
（任期）
第 5 条　前条第 1 項第 10 号に定める委員の任期は，1 年とし，再任を妨げない。
（委員長等）
第 6 条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は学長が指名する委員が務め，副委員長は委員長が指名する。

2　委員長は，委員会を招集し，議長となる。
3　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。
（会議）
第７条　委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。
2　議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（個別支援チーム）
第８条　障がいのある学生の支援を円滑に実施するため，委員会の下に，個別支援チームを置く。
2　個別支援チームは，支援要請により障がいのある学生ごとに設置する。
（個別支援チームの任務）
第９条　個別支援チームは，次に掲げる事項の処理に当たる。
(1) 当該障がいのある学生の支援のための具体的事項
(2) 委員会への意見具申に関する事項
(3) その他当該障がいのある学生の支援のために必要な事項
（個別支援チームの組織）
第10条　個別支援チームは，次に掲げる者をもって組織する。
(1) 当該キャンパス学生部長
(2) 当該学科長若しくは当該専攻主任
(3) 世田谷キャンパスにおいては，健康サポートセンター長，学生課長，教務課長，厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスにおいては学生教務課長
(4) その他必要に応じて当該キャンパス学生部長が委嘱する者
（個別支援チーム長）
第11条　個別支援チームにチーム長を置き，前条第１号の者をもって充てる。
2　チーム長は，必要に応じて個別支援チームを招集する。
（幹事）
第12条　委員会の幹事は，世田谷キャンパスにおいては学生部学生課及び健康サポートセンター，厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスにおいては学生教務課が行う。
2　個別支援チームの幹事は，世田谷キャンパスにおいては学生部学生課及び健康サポートセンター，厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスにおいては学生教務課が行う。
（雑則）
第13条　この規程に定めるもののほか，委員会及び個別支援チームの運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

この規程は，平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。